

令和3年1月7日

保護者 各位

携帯電話の持ち込み、使用について

立山町立雄山中学校
生徒育成指導部

新春の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本校の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日々発達する情報機器と変化していく社会情勢の中で、学校における携帯電話の取り扱いについても、適宜見直しが求められています。今年度、本校では携帯電話の持ち込みや使用について見直しを図りました。

つきましては、この度見直しを行った携帯電話の使用等に関する本校の基本方針とルールをお知らせいたしますので、ご家庭におかれましても、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1 基本方針

- (1) 携帯電話は原則として持ち込まないこととする。
- (2) 通学に電車やバスを利用するなどの遠距離通学者や、緊急時の連絡手段として携帯させたい場合等では、持参してもよい。その場合には、別紙「携帯電話に関する届出書」を提出する。
- (3) 生活のきまりと心得について考える「生徒による特別委員会」を設置し、雄山中 SNS ルール等、安全で便利な携帯電話や SNS の利用についてのルールを作成する。

2 持ち込みの際のルール

*届出の上、持ち込む際には以下のルールを守ること

- (1) 携帯電話は朝学活で学級担任に預け、終学活で受け取る。
(休日の部活動の際には、活動開始時に顧問に預け、終了時に受け取る。)
- (2) 携帯電話の使用は、生徒玄関のみとする。
- (3) (2) 以外にも、教員の許可を得た場合はその教員が立ち合いのもと、他の場所での使用も認める。
- (4) 位置情報・位置検索の設定等、各自で紛失に備えた対策をとる。
- (5) SNS の利用等で考えられるトラブルを踏まえ、適切な利用について保護者とよく相談する。

3 その他

- ・ご不明な点がございましたら、育成指導担当（高山）までお尋ねください。